

## 稲井地域乗合タクシーの車両変更について

## 協議事項 1

稲井地域乗合タクシー運行協議会で運行している車両 2 台を、9 人乗りジャンボタクシーから 6 人乗りタクシーに変更する。

また、予備車両 1 台についても、順次 6 人乗りタクシーに変更する。

なお、乗車定員を超える場合は、追加のタクシーを運行することとなっているため利用者の利便性は損なわれません。

## 根拠法令

道路運送法第 4 条

## 運行主体

稲井地域乗合タクシー運行協議会

## 運行事業者

有限会社三陸タクシー

## 運行車両

【変更前】 9 人乗りジャンボタクシー

【変更後】 6 人乗りタクシー

## 実施日

令和 5 年 5 月 1 日から

協議事項実施日の変更について

車両変更の実施日につきまして、令和5年10月1日を予定しておりました1台が、令和5年1月30日の事故により走行不能な状態となったため、2台とも令和5年5月1日に変更するものです。

令和5年1月31日

石巻市稲井地域乗合タクシー運行協議会事務局